

新風めぐろは、議案第 7 号「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」に賛成いたします。

近年、区内で発生している交通事故のうち、自転車の絡む件数が約 4 割と高止まりしている現状からすれば、区として早急な対策が求められているのは疑いの余地がありません。

その点で、本条例は 区、区民、保護者、事業者、学校等、自転車に関わる当事者各位の責務が網羅されており、仮に各々が規定されていることを実現できれば、相当程度自転車の安全利用に資するであろうという考えから、有用なものであると考えております。

ただし、当事者の果たすべき責務を記載した第 5 条以下の条文については、都の条例ですでに義務化が決定している自転車損害賠償保険への加入についての第 13 条を除き、すべて努力義務にとどまるものであり、守られなかった場合の罰則規定も存在しないため、実効力を持たせるためには別途、区からの働きかけが必要になります。

もし仮に、本条例で区としての理念や考え方を示したにもかかわらず、個々の施策が行き届かずに実効性を担保できないものになってしまった場合には、そのような有名無実の条例は自転車の安全利用を促進するどころか、区民の一般的な遵法意識の低下、すなわち条例の効力への軽視・疑問視につながる可能性さえあります。

今般、区でもすでに「交通安全計画」や「自転車走行環境整備計画」に基づく施策を実施している中で、さらに東京都の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正も行われました。このように、すでに一定程度自転車の安全利用に向けた行政からの働きかけは行われてきた中であっても、あえて、区として条例を制定するからには、ただ理念を規定するにとどまらず、これまでよりさらに一歩踏み込んだ“施策”に着実に取り組んでいくことを強く要望し、本案に賛成いたします。